

災害支援活動等の実績について

平成25年度総合評価項目「地域貢献度」として「災害活動支援等の実績」を評価する。その評価にあたっては、下記事項に留意し、申請書の作成を行うものとする。

その他、疑義がある場合の問い合わせ先・問い合わせ方法等は、入札説明書による。

○**災害支援活動とは**、災害発生の恐れがある場合や災害発生直後に、災害協定等を締結している地域要件内の国又は地方自治体より、**緊急的に出動指示、対応指示を受け、実施した活動(地域外の活動も含む)**を言う。

ただし、協定等を締結していなくても、同様に、依頼を受けた場合も「災害支援活動等の実績」として認める。

○上記を証明する資料として、FAX等による**指示書や依頼書等を、申請書類に添付**するものとする。

口頭での指示の場合にあつては、後日の指示書等があり、それを持って証明できれば可。

○**契約書や写真は参考資料**として添付を認めるが、**そのみが申請書に添付されていても「災害支援活動等の実績」として認めない。**

○**災害発生からある程度の日数が経過した後**の、被災箇所の**災害復旧工事(作業)**は「災害支援活動等の実績」として**認めない。**

※「〇〇緊急復旧工事」「〇〇災害復旧工事」等の名称で契約されたものであつても、一般競争や指名競争入札にて受注した災害復旧工事の実績は、「災害支援活動等の実績」として認めない。

○河川・道路**維持工事(作業)**等で契約し、その工事**履行範囲内での災害対応**(緊急パトロールも含む)は「災害支援活動の実績」として**認めない。**ただし、発注者からの指示等で、**他工区へ応援活動等を実施した場合**は「災害支援活動の実績」として**認める。**

○災害支援活動にかかる**訓練や演習**は「災害支援活動等の実績」として**認めない。**

○ボランティア活動を評価するものではなく、あくまで、国又は地方自治体より要請を得て出動した実績を認めるものとする。